

意見書案第6号

介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和7年12月8日

取手市議会議長

山野井 隆 殿

提出者 取手市議会議員 遠山 智恵子

〃 〃 加増充子

介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書（案）

介護保険制度開始から25年が経過している。利用料や施設の居住費・食費の負担が重く、必要な介護サービスを受けられない人が増えている。介護事業所は低く据え置かれた介護報酬の下で深刻な経営難に直面し、2024年の倒産・休廃業件数は全国で784件と過去最多となっている。特に訪問介護は基本報酬引き下げの影響で事業所がゼロになった自治体が増加している。介護現場の人手不足も深刻で、政府は2026年度に介護職員が25万人不足する需要見込みを示しているが、有効な対策は講じられていない。肝心の処遇改善は遅々として進んでおらず、2024年度の全産業平均との賃金格差は、前年度月額6万9,000円から8万3,000円へ広がっている。

こうした中「利用料2割負担の対象拡大」や「ケアプランの有料化」、「要介護1、2の生活援助の保険給付外し」など、さらなる負担増・サービス縮小が検討されようとしている。全ての人が安心して介護を受け、介護従事者も尊重される制度の実現には、国の財政支援の強化による制度の抜本改革、介護職員の大幅な賃金の引き上げが不可欠である。介護保険制度の改善、憲法第25条に基づいたケアが大切にされる社会の実現に向けて、下記の事項を要望する。

記

- 1 介護保険の利用に困難をもたらす利用料2割負担の対象拡大、ケアプランの有料化、要介護1、2の保険給付外し（総合事業への移行）などの見直しを行わないこと。
- 2 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を至急行うこと。その際はサービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講じること。
- 3 全額国庫負担により、全ての介護従事者の賃金を全産業平均水準まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと。
- 4 必要なときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費などの費用負担の軽減、サービスの拡充へ介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣

意見書案第7号

「政治とカネ」の問題に関する抜本的改革を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和7年12月8日

取手市議会議長

山野井 隆 殿

提出者 取手市議会議員 本田 和成

〃 〃 加増充子

「政治とカネ」の問題に関する抜本的改革を求める意見書（案）

近年、自民党を中心とした「政治とカネ」の問題は、政権交代や連立の枠組みが変わってもなお繰り返されています。現政権下においても、政党支部を通じた企業・団体献金が政治資金規正法の上限を超えて受領されていた事実が明らかとなり、国民の政治不信は一層深刻化しています。

国會議員が代表を務める政党支部において、法定上限 750 万円を超える寄附を受けていたことも判明し、収支報告書を訂正し返金を余儀なくされています。

また、連立与党の一角を担う日本維新の会でも、公設秘書が代表を務める会社にビラ印刷代を発注した「公金還流」疑惑も重大です。この資金の一部には政党交付金が含まれており、党本部や関連団体からも同社に支出が確認されています。

このような状況は、与党・連立政権の双方において「政治とカネ」の構造的問題が未解決であることを示しており、政治資金の透明性と説明責任を徹底する改革が不可欠です。

「政治とカネ」の問題で失った政治の信頼回復のため下記の事項を求める。

記

- 1 企業・団体献金の規制強化に向けての実効性のある法律の制定すること。
- 2 政治とカネの問題の真相解明のため関与した政治家は説明責任を果たすこと。
- 3 「公金還流」疑惑の真相解明・再発防止を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 法務大臣
経済産業大臣

意見書案第8号

非核三原則の堅持、核兵器禁止条約への批准を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和7年12月8日

取手市議会議長

山野井 隆 殿

提出者 取手市議会議員 本田 和成

〃 〃 加増充子

非核三原則の堅持、核兵器禁止条約への批准を求める意見書（案）

高市政権が「非核三原則」の見直しを検討しているとの報道がされています。「核兵器を作らず、持たず、持ち込ませず」という非核三原則は、国会の全会一致で決議された国是であり、歴代政権も繰り返し表明してきた国際条約、国の在り方に関わる大原則です。

世界が核兵器禁止条約で、核なき世界を目指している時に、唯一の被爆国日本が、「非核三原則」の見直しで、核の持ち込みを認めることになれば、周辺国のさらなる核開発にもつながりかねません。

日本政府として今行うべきことは、核兵器禁止条約に署名・批准し、核なき世界の実現の先頭に立ち、ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会などと力を合わせ世界に広く発信することです。

「非核三原則」を堅持し、核兵器禁止条約への署名・批准、核なき世界の実現を求め、下記の事項を要望します。

記

- 1 核持ち込みを認める非核三原則の見直しを行わず堅持すること。
- 2 核兵器禁止条約に署名・批准すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 法務大臣 総務大臣
文部科学大臣

意見書案第9号

ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年12月15日

取手市議会議長

山野井 隆 殿

提出者 福祉厚生常任委員会
委員長 久保田 真澄

ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書（案）

内閣府が2023年3月に公表した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」によると、ひきこもり状態にある人は、15歳から64歳までの年齢層の約2%、146万人に及ぶと推計されており、幅広い世代のニーズに対応した支援が求められています。

また、特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会の調査などによると、ひきこもり状態の人のうち40代と50代が全体の4割を占めているほか、ひきこもり期間が10年以上となるケースが最も多いなど、ひきこもりの高齢化や長期化が進んでおり、80代の親が50代の子を支える、いわゆる「8050問題」をはじめ大きな社会問題となっています。

ひきこもり支援に関する法整備については、2010年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」がありますが、対象が40歳未満と若者世代に限られており、また2015年に施行された「生活困窮者自立支援法」は対象を「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に限定していることから、それぞれの法の隙間で支援を受けることができないケースが生じている現状があります。

また国においては、ひきこもり支援の核として、2022年度から相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を開始したものの、実施は一部の市町村にとどまっています。

このような状況を踏まえ、ひきこもり状態にある全ての世代の人を支援対象とするとともに、必要な施策や支援体制等を明文化し、ひきこもりの人が全国どこでも必要な支援を受けられるよう国に対して、下記の事項を強く要望します。

記

- 1 ひきこもり支援基本法を制定すること。
- 2 ひきこもり状態にある当事者、それを抱える家族に対して、当該者のニーズに応えた支援を伴走型で行う支援体制を整えること。
- 3 「子ども・若者育成支援推進法」、「生活困窮者自立支援法」を柔軟に運用し、ひきこもり状態の人への具体的な支援が届くようにすること。
- 4 当面、厚生労働省「ひきこもり支援推進事業」を全国の自治体が法的義務として受け止め、取り組めるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書を提出します。

令和7年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（共生・共助担当） 財務大臣

委員会提出議案第2号

取手市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年12月15日

取手市議会議長 山野井 隆 殿

提出者 議会運営委員会
委員長 赤羽直一

提案理由

一般会計予算（補正予算を除く。）及び一般会計決算に関する事項を所管する常任委員会を新たに設置するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市議会委員会条例の一部を改正する条例

取手市議会委員会条例（昭和45年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す
ように改正する。

改正後	改正前
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。<u>この場合において、第1号から第3号までに規定する常任委員会が所管する事項には、第4号に規定する常任委員会が所管する事項は含まれないものとする。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>一般会計予算・決算審査常任委員会</u> <u>11人</u> <u>一般会計予算(補正予算を除く。)及び一般会計決算に関する事項</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(常任委員の所属)</p> <p>第2条の2 議員は、<u>前条第1項第1号から第3号までに規定する常任委員会のうち</u>、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>一般会計予算・決算審査常任委員会</u> <u>11人</u> <u>一般会計予算(補正予算を除く。)及び一般会計決算に関する事項</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(常任委員の所属)</p> <p>第2条の2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p>

付 則

この条例は、令和8年2月15日から施行する。

議員提出議案第1号

取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第1項の規定により提出
する。

令和7年12月25日

取手市議会議長 山野井 隆 殿

提出者 取手市議会議員 加 増 充 子

〃 〃 本田 和 成

提案理由

期末手当の額等について議員報酬条例に直接規定するとともに、人事院の勧告等を
踏まえた期末手当の増額を行わず据え置くため、本条例の一部を改正するものです。

取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(期末手当)</u></p> <p><u>第5条 議長, 副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対し, 期末手当を支給する。基準日前1か月以内に死亡した者についても, 同様とする。</u></p> <p>2 期末手当の額は, それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあっては, 死亡した日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の172.5を乗じて得た額に, 基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ, 当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100</p> <p>(2) 5か月以上6か月末満 100分の80</p> <p>(3) 3か月以上5か月末満 100分の60</p> <p>(4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3 前2項に定めるものほか, 議長, 副議長及び議員に支給する期末手当の支給方法については, 一般職の職員に支給する給与の例による。</p>	<p><u>(期末手当)</u></p> <p><u>第5条 議長, 副議長及び議員の期末手当の額並びに支給条件, 支給方法及び支給期日については, 取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和32年条例第85号)の適用を受ける市長等の例による。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず, 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職しない議長, 副議長及び議員(これらの日前1か月以内に死亡した者を除く。)に対しては, 期末手当を支給しない。</p>

付 則

この条例は, 公布の日から施行し, 改正後の取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は, 令和7年12月1日から適用する。